

愛玩飼養捕獲に関する現行基本指針の記述

<p>I 第一 2 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 (7) 鳥獣の流通等</p>	<p>(7) 鳥獣の流通等 国内で違法に捕獲した鳥類を輸入鳥と偽って飼養している事例等が指摘されており、さらに、愛玩飼養、傷病鳥獣、鳥獣への餌付けの問題等があり、鳥獣の個体の取扱いの適正化に向けた一層の取組が課題となっている。</p>	<p>P5</p>
<p>I 第十二 4 愛玩飼養の取扱い</p>	<p>自らの慰楽のために飼養する目的で野生鳥獣を捕獲することについては、密猟を助長するおそれがあることから、原則として許可しないこととする。このため、これまで一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後、廃止を検討する。</p>	<p>P25</p>
<p>Ⅲ 第四 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に関する許可基準の設定 (2) 許可する場合の基本的考え方 ④ その他特別な事由を目的とする場合 2) 愛玩のための飼養の目的</p>	<p>④ その他特別な事由を目的とする場合 上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。 また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるため、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとし、今後、廃止する方向で検討するものとする。 (中略) 2) 愛玩のための飼養の目的 個人が自らの慰楽のために飼養する目的（特別な事由があると都道府県知事が認めるものに限る。）で捕獲する場合。なお、当該場合を除き、愛玩のための飼養の目的での捕獲は、原則として、許可しないものとする。</p>	<p>P38</p>
<p>Ⅲ 第四 6 その他特別な事由の場合 (2) 愛玩のための飼養の目的</p>	<p>(2) 愛玩のための飼養の目的 原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、都道府県知事が特別な事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合に限る。また、この場合においても原則として次の基準によるものとする。 なお、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後廃止する方向で検討することとし、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。 ① 許可対象者 自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者。</p>	<p>P50</p>

	<p>② 鳥獣の種類・数 メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とする。</p> <p>③ 期間 繁殖期間中は認めない。</p> <p>④ 区域 原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。</p> <p>⑤ 方法 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。</p>	
<p>Ⅲ 第四 7 鳥類の飼養登録 (4)</p>	<p>7 鳥類の飼養登録 鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。 (中略) (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。</p>	<p>P52</p>
<p>Ⅲ 第八 5 取締り (3)、(6)</p>	<p>5 取締り 狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行うものとし、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。 なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力を努めるものとする。 (中略) (3) 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。 (中略) (6) 我が国に生息する鳥類を登録票あるいは標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。</p>	<p>P67</p>